

# 社会福祉法人 至誠会

## 特別養護老人ホーム 雙葉苑 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人至誠会が開設する特別養護老人ホーム 雙葉苑（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用する高齢者（以下「入居者」という。）に対して適正な介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
- 2 家族や地域との結びつきを重視し、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設並びに医療・保健・福祉等の関係機関団体との連携を基に事業を推進する。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム 雙葉苑（ふたばえん）
- 2 所在地 青森県十和田市大字三本木字上平200番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の員数は次のとおりとする。

- 1 職員の員数
  - (1) 管理者 1名
  - (2) 生活相談員 1名
  - (3) 介護支援専門員 1名
  - (4) 介護職員 10名以上（入居者：介護職員+看護職員＝3：1）
  - (5) 看護職員 2名以上（機能訓練指導員兼務）
  - (6) 機能訓練指導員 1名以上
  - (7) 医師
  - (8) 管理栄養士・栄養士 1名以上
  - (9) その他調理員 必要な数

第一項に定める者の他、必要ある場合はその他の従業者をおくことができる。

- 2 職務内容

- (1) 施設長（管理者）

施設長は、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。

(2) 生活相談員

生活相談員は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に務め、入居者及びその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3) 介護支援専門員

イ 介護支援専門員は、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、入居者が抱える問題を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

ロ 介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者についての把握された解決すべき課題に基づき、サービスの提供にあたる他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意する事項を記載したサービス計画の原案を作成する。作成したサービス計画の原案は、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。

ハ 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービス提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに入居者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(4) 医師

入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

(5) 看護職員

医師の指示のもと入居者の健康管理や療養上のケアを行います。日常生活上介護・介助等も行います。

(6) 介護職員

介護職員は、入居者の自律支援及び日常生活の充実に資するようにサービス計画に基づき、入居者の心身の状況等に応じた介護サービスを行う。

(7) 管理栄養士・栄養士

管理栄養士・栄養士は、入居者の献立作成、栄養指導並びに身体の状況、嗜好を考慮したものを適切な時間に提供する。

9 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、入居者の身体状況及び精神状況を配慮して、日常動作機能の維持と改善を目的として実施する。

(入居定員)

第5条 入居定員は、29名とする。

ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

|              |             |
|--------------|-------------|
| ①ユニット数       | 3ユニット       |
| ②ユニットごとの入居定員 | さくらユニット 10名 |
|              | さつきユニット 10名 |
|              | もみじユニット 9名  |

(入居者に対するサービスの内容)

第6条 入居者については、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応

じて、介護計画に基づき適切に行う。サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他、入居者の行動を制限しない。

- (1) 食事 管理栄養士・栄養士が立てた献立により、入居者の嗜好を取り入れ、入居者の心身に配慮した食事を提供する。食事は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して所定の場所で摂って頂くように努める。  
食事時間：朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～  
(個人の生活リズムに合わせた時間に配慮します)
- (2) 入浴 週2回(入浴を実施できないときは、清拭にて対応)
- (3) 排泄 排泄の自律を促すため、入居者の身体能力を活用した援助を行う。
- (4) 機能訓練 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 健康管理 医師(嘱託)の指示を受け、看護職員が入居者の健康管理を行う。
- (6) その他自律への支援
  - イ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。
  - ロ 生活の自律を考え、毎朝夕の着替えを行う。
  - ハ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に努める。

(サービスの利用料及びその他の費用)

第7条 地域密着型介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料の負担割合(1割～3割)に応じた額とする。

- 2 居住費 1日 2,006円
- 3 食費 1日 1,445円
- 4 基準サービス以外のケアサービス

- 入居後30日間は、1日30～60円を徴収する。(初期加算・介護保険負担割合に応じた額)
- 検査入院などで、6日以内の入院の場合及び外泊の場合  
所定の居室料を徴収する。(1日当たり、246～492円の負担とする)
- 入院外泊時(7日以降)の居室料金 2,006円(日額)を徴収する。
- ※ 入居期間中に入院、又は外泊した場合の取り扱いについては、帰苑時まで居室を確保しておくことを前提に、所定の居住費を徴収する。

※「特定入居者介護サービス費」制度

(介護保険負担限度額認定証を交付されている方は、下記の表のとおり負担が軽減される。)

段階区分別負担額

| 負担段階  | 居住費    | 食費     |
|-------|--------|--------|
| 第1段階  | 820円   | 300円   |
| 第2段階  | 820円   | 390円   |
| 第3段階① | 1,310円 | 650円   |
| 第3段階② | 1,310円 | 1,360円 |
| 基準費用額 | 2,006円 | 1,445円 |

- 5 施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものにかかる費用で、その入居者に負担してもらうことが適当と認められるもの。
- 6 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用であって、その入居者に負担してもらうことが適当と認められる費用については、別記「介護保険給付外サービス利用料金表」のとおりとする。
- 7 その他費用のかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に説明し、同意を得ることとする。

(施設の入居に当たっての留意事項)

第8条 入居者がサービス提供を受ける場合には、次の事項を守らなければならない。

- 1 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 2 身体及び身の回りの清潔、健康保持に務める。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出は、施設長の承認を受ける。
- 5 他の入居者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 入居者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時における対応)

第9条 入居者が身体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護職員に連絡し、看護職員から囑託医又は十和田市立中央病院（協力医療機関）に連絡するとともに、家族に連絡する。また、施設長に報告し、適切な対応を図る。

当施設内において、入居者に損害が生じた場合は、速やかに入居者家族に対し連絡を行い、十和田市に報告する。また、原因を究明して、再発防止の対策を講じる。事故の原因が施設にある場合、事業者は速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、入居者に故意、又は過失が認められる場合には、身元引受人と協議する。

(非常災害対策)

第10条 施設長は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて、避難訓練年2回、夜間想定避難訓練年1回、その他必要な訓練を行う。

(その他施設運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た入居者及び家族等に関する情報を第三者に洩しません。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た入居者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第12条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 生活相談員 舩澤 茂

TEL 0176-22-1055

FAX 0176-58-5030

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

(ただし、12月29日から1月3日までと、祝祭日は除きます。)

○苦情解決責任者 : 施設長 根城 司

寄せられたご意見や苦情に対し、施設長が責任者となり苦情委員会と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。

なお、法人として、第三者苦情委員会を設置し、委員会に報告する。

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。また、苦情ボックス（ご意見箱）を玄関ロビーに設置している。

2 行政機関その他苦情受付機関

|                        |      |                |
|------------------------|------|----------------|
| 十和田市役所 高齢介護課           | 所在地  | 十和田市西十二番町6-1   |
|                        | 電話番号 | 0176-51-6721   |
|                        | 受付時間 | 8:30~17:15     |
| 青森県国民健康保険<br>団体連合会     | 所在地  | 青森県青森市新町2丁目4-1 |
|                        | 電話番号 | 017-723-1336   |
|                        | 受付時間 | 8:30~16:45     |
| 青森県社会福祉協議会<br>運営適正化委員会 | 所在地  | 青森市中央三丁目20-30  |
|                        | 電話番号 | 017-731-3039   |
|                        | 受付時間 | 9:00~17:00     |

※12月29日から1月3日までと、土・日・祝祭日は除く。

(協議)

第13条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人至誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。  
平成27年 4月 1日 一部改正。  
平成27年 8月 1日 一部改正。  
令和 元年10月 1日 一部改正。  
令和 2年 4月 1日 一部改正。  
令和 3年 4月 1日 一部改正。  
令和 3年 8月 1日 一部改正。

特別養護老人ホーム 雙葉苑

## 介護保険給付外サービス利用料金表

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

| 品目             | 単位        | 単価     |
|----------------|-----------|--------|
| 通帳印鑑等管理費       | 1ヶ月       | 500円   |
| 理髪サービス（調髪・顔剃り） | 1回        | 2,000円 |
| 〃（調髪のみ）        | 1回        | 1,500円 |
| 〃（顔剃りのみ）       | 1回        | 500円   |
| 各種クラブ活動        | 材料費がかかった時 | 実費     |
| 遠足             |           | 実費     |
| 送迎（外出・外泊時）     | 1km当たり    | 30円#   |
| 日用品            |           | 実費     |
| テレビ            | 1台・1ヶ月    | 500円   |
| その他電化製品        | 1台・1ヶ月    | 500円   |
|                |           | #      |
|                |           | #      |
|                |           | #      |
|                |           | #      |
|                |           | #      |
|                |           | #      |
|                |           |        |
|                |           |        |
|                |           |        |